

金山町中央公園地域振興施設整備基本設計業務委託 簡易公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、当該施設の基本設計業務にあたり、創造性、技術性、安全性に優れ、さらには設計を行う過程において、金山町と一体となって進めていくことができる優れた設計者を選定するため、「簡易型プロポーザル方式」により提案を求め、この業務に最も適した基本設計業務の委託候補者を選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託業務に関する事項

本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 業務の名称

金山町中央公園地域振興施設整備基本設計業務委託

(2) 業務内容

「金山町中央公園内地域振興施設整備基本計画」(以下、「基本計画」という。)に基づき、より具体的な施設内容を定め、基本設計に関する以下の業務一式とする。

- ①建設予定地約4,500㎡に係る配置計画、動線計画、デザイン計画業務一式
- ②地域振興施設の建設工事に係る基本設計その他一式(詳細は特記仕様書に示す。)
- ③設計に必要な各種会議等の資料提供、議事録等の作成
- ④設計に必要な各種情報の収集及び提供等

(3) 発注者

金山町長 佐藤英司 (以下、「町長」という。)

(4) 契約限度額

1,430万円(消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 委託期間

本業務の委託期間は契約締結の日から令和8年11月30日までとする。

3 窓口・問合せ先

金山町まちづくり課(施設整備係)

所在地: 〒999-5402 山形県最上郡金山町大字金山324番1

電話: 0233-29-5628(まちづくり課直通)

F A X: 0233-52-2004

E m a i l: kensetu@town.kaneyama.yamagata.jp

4 参加資格及び要件

本プロポーザルに参加する者は次に掲げる要件を満たしていること。

- (1)金山町財務規則第97条第3項に規定する令和8年度競争入札参加資格者名簿に記載された者で、建築士事務所の業種登録事業者であること。なお、参加者がJVの場合は、構成企業の全てが前述の要件を満たしていること。
- (2)東北地方に本社・本店又は支社・支店を有している(参加者がJVの場合は代表企業が要件を満たすこと。)こと。又は、次に掲げる業務(平成28年4月1日以降に完了したものに限る。JVにより履行した業務の場合は、代表企業として履行したものに限る。)の山形県内での履行実績を元請けとして有していること。
対象となる業務内容:本要領「5 手続に関する事項 (5)書類記入上の留意事項 イ 同種又は類似業務の実績」に掲げる業務
- (3)建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を行った者であること。
- (4)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5)金山町建設工事等請負業者指名停止要綱により、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6)建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。
- (7)会社更生法(平成14年法律第145号)の規定による更生手続き開始の申し立てがなされる者、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続きの申し立てがなされている者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (8)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条及び金山町暴力団排除条例(平成23年条例第11号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員等でないこと。
- (9)協力事務所

①管理技術者及び建設(総合)担当主任技術者以外の構造、電気及び機械設備担当主任技術者は、協力事務所の者を配置できるものとする。

②協力事務所となる者は、本プロポーザルの参加者となれない。

③協力事務所となる者は、複数の参加者の協力事務所を重複できない。

④協力事務所の条件

ア 構造分野を再委託する場合は、再委託先に同種業務又は類似業務を行った実績のある建築士法第10条の3第1項に規定する構造設計一級建築士が所属していること。ただし、参加者に本業務に関わることが可能な同資格者が所属している場合は、この限りではない。

イ 電気設備又は機械設備を再委託する場合は、再委託先に建築士法第10条の3第2項に規定する設備設計一級建築士又は建築士法第2条第5項に規定する建築設備士が所属していること。ただし、参加者に本業務に携わることが可能な同資格者が所属している場合は、この限りではない。

ウ 再委託先の協力事業所は以下の要件をすべて満たすものとする。

・地方自治法施行令第167条の11の規定に該当しないこと。

・金山町競争入札参加資格の有無は問わないが、その他の法令の定めによる指名停止を受けていないこと。

・建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条及び金山町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員等でないこと。

(10)配置予定技術者

①管理技術者及び各分担業務分野の主任技術者を1名ずつ配置すること。なお管理技術者は、一級建築士の資格を有すること。

②管理技術者及び建築(総合)の主任技術者は兼任しないこと。

③管理技術者及び建築(総合)主任技術者は、参加者と直接かつ恒常的な雇用関係が3か月以上あること。また、協力事業所の配置予定技術者においても告示日前に当該協力事業所と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有していること。

※管理技術者とは、業務の技術上の管理を行う者であり、「建築設計業務委託契約書」(平成10年10月1日建設省厚契発第37条 最終改正:令和3年3月26日)第16条の定義による。

※主任技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当者を統括する役割を担う者をいう。

※分担業務分野の分類は下記による。

分担業務分野	業務内容
建築(総合)	令和6年度国土交通省告示第8号別添一第1項第1号において示される「設計の種類」における「総合」
構造	同上「構造」
電気設備	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械設備	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

5 手続等に関する事項

(1)資料

①提供資料

- (1)金山町中央公園地域振興施設基本計画(令和8年3月策定)
- (2)敷地境界図(地籍図集成図 縮尺:1/500)
- (3)敷地平面図(平成30年時点地形図 縮尺:1/500)
- (4)敷地空撮図(空撮写真)
- (5)インフラ現況情報(建築予定地周辺の上下水道等の現況がわかる資料)
- (6)気象条件情報(積雪観測記録等)
- (7)金山町の風景と調和した街並み景観条例
- (8)景観形成基準(ガイドライン「美しい風景と街並みをつくる案内書」抜粋)
- (9)金山町第5次総合発展計画
- (10)金山町中央公園地域振興施設整備基本設計業務委託特記仕様書

②提供方法

金山町ホームページに掲載する。

掲載開始日 令和8年4月24日(金) 午前8時30分から

(2)質問書の受付及び回答

- ①受付期限 令和8年5月8日(金) 午後5時まで
- ②受付場所 「3 窓口・問合せ先」のとおり
- ③提出書類 質問書(様式1)
- ④提出方法 電子メール又はファックスによる。なお、電話、郵送及び持参での質問には応じない。
- ⑤回答方法 令和8年5月15日(金) 午後5時までに電子メールにて全ての者に対し回答する。

(3)参加表明書及び一次審査書類の提出

- ①提出期限 令和8年5月22日(金) 午後5時まで
- ②受付場所 「3 窓口・問合せ先」のとおり
- ③提出書類 参加表明書(様式2)、各技術者の経歴等、協力事業者の名称等、山形県発注事業成績(様式2-1~2-7)
- ④提出部数 1部
- ⑤提出方法 持参又は郵送による。(郵送の場合は、「簡易書留」とし提出期限(必着)を厳守すること。)

※一次審査結果通知および技術提案書提出依頼については、令和8年5月29日(金)を予定。

(4)提案書等の受付(※一次審査通過事業者のみ)

- ①受付期限 令和8年6月19日(金) 午後5時まで
- ②受付場所 「3 窓口・問合せ先」のとおり
- ③提出書類 提案書(様式3、3-1、3-2)
- ④提出部数 10部(正本1部、副本9部)、また、提案書の電子データ(PDF形式)を格納したCDを1枚提出すること。
- ⑤提出方法 持参又は郵送による。(郵送の場合は、「簡易書留」とし提出期限(必着)を厳守すること。)
- ⑥その他 ホッチキス止めはせず、クリップ止めで提出すること。

(5)書類記入上の留意事項

書類記入に係る留意事項は、以下のとおりとする。

- ①参加表明書(様式2)
代表者印を押印のうえ、提出すること。
- ②管理技術者及び主任技術者の経歴等(様式2-1~2-5)
本業務を担当する管理技術者及び主任技術者について、次に従い記入すること。
また、記入した主任技術者について、参加者又は協力事務所との雇用関係を証明する書類(被保険者資格取得通知書の写し又は雇用保険被保険者資格等確認通知書の写し)を添付すること。
上記雇用関係を証明する書類の写しを提出できない事情がある場合は、別途「窓口・問合せ先」へ連絡し、了承を得たうえで代替の書類を提出すること。

ア 保有資格等

資格の種類は、以下のとおりとする。記入した資格を証明する書類(免許証の写し等)を添付すること。

分担業務分野	評価する資格(番号順に評価する)
建築(総合)	①一級建築士、②二級建築士、③その他
構造	①一級建築士・構造設計一級建築士、②二級建築士、③その他
電気	①建築設備士、技術士、一級建築士・設備設計一級建築士 ②一級電気工事施工管理技士 ③二級電気工事施工管理技士、その他
機械	①建築設備士、技術士、一級建築士・設備設計一級建築士 ②一級管工事施工管理技士 ③二級管工事施工管理技士、その他

※「技術士」の資格は当該分野における技術士とする。

※「その他」とは、当該分野における技術資格とする。

イ 同種又は類似業務の実績(同種業務を優先的に記載し、同種業務が無い場合には類似業務を記載する。)

- ・「同種業務」とは、国又は地方公共団体及び社会福祉法人が発注した、令和6年国土交通省告示第8号別添二による建築物の類型第4号、第7号、第11号及び第12号のいずれかに該当する延べ面積750㎡以上の建物の新築、改築に係る基本設計業務又は実施設計業務(平成28年4月1日以降に受注し、参加表明書提出日までに完了しているものに限る。)のうち、元請け(JVにあっては、代表企業に限る。)として行った業務を指すものとする。
- ・「類似業務」とは、国又は地方公共団体及び社会福祉法人が発注した、令和6年国土交通省告示第8号別添二による建築物の類型第4号、第7号、第11号及び第12号のいずれかに該当する延べ面積500㎡以上の建築物の新築、改築に係る基本設計業務又は実施設計業務(平成28年4月1日以降に受注し、参加表明書提出日までに完了しているものに限る。)のうち、元請け(JVにあっては、代表企業に限る。)として行った業務を指すものとする。
- ・同種又は類似について、延べ面積の大きい順に2件以内で記載すること。また、業務実績を証明するため、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)登録の写しを添付すること。無い場合は請負契約書や、従事したことを証明する資料の写しを添付すること。
- ・施設名称は簡潔に記載し、同種・類似の別を記入すること。

- ・構造・規模は【構造種別/地上階数/延床面積】を記入すること。(例:【RC造/2階建/1, 200㎡】など)
- ・完成(予定)は、施設が完成した(又は予定)年月を記入すること。
- ・立場は、当該業務における役割分担をいい、管理技術者、〇〇担当主任技術者、〇〇主任、〇〇担当者の別を記入すること。

③協力事務所の名称等(様式2-6)

- ・再委託先として予定している協力事務所がある場合は提出すること。分担業務分野には、構造、電気設備、機械設備を記入し、協力事務所の名称、所在地、代表者、協力を受ける理由及び内容について記入すること。

④山形県内発注業務の成績評価(様式2-7)

- ・延床面積500㎡以上の設計業務(新築又は改築に限る。)において、評価点が大きい順に記載すること。
- ・「委託業務等成績評定通知書」により通知を受けた業務について記載し、通知の写しを添付すること。

⑤業務の実施方針等(様式3-1)

実施方針は、本業務の特徴等を踏まえ、着眼点、取組体制、担当チームの特長、設計上の配慮事項(意匠、構造、各設備等。ただし、提案を求めている内容を除く。)、その他業務実施上の配慮事項などを簡潔に記述すること。

⑥その他

様式3-1、3-2には業者を特定できるような記載を行わないこと。

(6)提案書に求める必要事項

①提案課題

提案課題のテーマを以下のとおりとし、その的確性、独創性、実現性を評価する。
 なお、提案書の作成にあたっては、基本計画、敷地条件及び周辺環境との調和を理解したうえで行うこと。

(1)町民同士や来町者の交流促進、観光交流に広がりが見られる施設

- ・町民と来町者との交流機会拡大や来訪者に対する町のインフォメーションを行う場所
- ・町民や町内事業者等が、観光客などの施設利用者に観光、交流の機会を提供又は案内するための場所

- ・多世代の町民が求める「旧中央公民館」のロビー的な機能(図書コーナー、気軽に集えるスペース、路線バス待ち時間の憩い、学びのスペースなど)を有する場所
- ・乳幼児と母親が安心して利用でき、情報交換・交流などができる場所
- ・施設内部だけでなく、周辺の駐車場、緑地、グラウンドなどを活用した外遊びやスポーツ、イベントなども楽しめる場所

(2)未来ある子どもたちが安全・安心に利用できる施設

- ・子どもが明るく元気に過ごせる場所、あわせて静かに落ち着いて過ごせるようなサードプレイスの場所(学童教室、放課後子ども教室等)
- ・過疎化、少子高齢化時代における子育ての在り方を研究、実現できるような場所
- ・子どもと母親、お年寄りなど、子どもを中心としたコミュニティ創出の場所

(3)環境保全の普及や啓発、学びの場となる施設

- ・Co2削減や再生可能エネルギーの普及・啓発が図られる場所

(4)持続可能な地場産業の育成と金山町の風景と調和した施設

- ・可能な限り多くの町産木材等を利用し、豊かな自然環境や風景に調和した美しい景観に感謝し、環境保全や農林業などの地場産業を持続可能としていくような意識醸成が図られる場所

(5)災害時に一時的な避難場所になりえる施設

- ・災害時には、中央公民館や地域福祉センターやくし苑といった指定緊急避難場所を補完する場所、または周辺住民等の避難場所不足等に対応できる臨時避難所的な役割を果たせる場所

②提案課題の様式

上記テーマの課題を様式3-2(A3横版)の用紙を用い、片面使用、着色、彩色は可とする。枚数は1枚に簡潔にまとめることとし、文字数及び文字の大きさは制限しないが、8ポイント以上とする。また、作成するにあたっては、以下の項目に留意すること。

- ア 使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- イ 本業務は設計(案)ではなく、提案者の考え方、構想を問うものであるため、文章で簡潔に記述すること。
- ウ 文章を補完するためのイラスト、イメージ図は使用可能であるが、立面図、断面図等の正確な縮尺に基づく設計図、模型の写真を掲載してはならない。

エ 敷地全体の配置構成や各階平面のエリア構成がわかる程度の図は使用して良いが、設計の内容が具体的に表現されたものであってはならない。

(7)スケジュール

本業務のスケジュール(予定)は次のとおりとする。

項目	期日
公募開始	令和8年4月24日(金) 午前8時30分から
質問書受付期限	令和8年5月8日(金) 午後5時15分まで
参加表明書及び一次審査書類提出期限	令和8年5月22日(金) 午後5時15分まで
一次審査結果通知及び技術提案書提出依頼	令和8年5月29日(金) 予定
技術提案書の提出	令和8年6月19日(金) 午後5時15分まで
二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年6月26日(金) 予定
審査結果の通知	令和8年6月29日(月) 予定
見積執行による契約締結	令和8年6月30日(火) 以降予定

6 審査委員会

(1)金山町中央公園地域振興施設整備基本設計業務委託プロポーザル審査委員会

本業務に係る事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、金山町中央公園地域振興施設整備基本設計業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(2)審査委員会の構成

審査委員会は別に定める「金山町中央公園地域振興施設整備基本設計業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき構成する。

7 審査方法

本業務の審査は評価基準表に基づき、二段階で実施する。

(1)第一次審査(書類審査)

第一次審査は、提出された提案書の担当者等の資格、業務実績等を評価基準に基づき客観的に審査し、3～5者程度を選定する。選定された者には、その旨を電子メール及び文書で通知し、提案書作成を依頼する。なお、選定されなかったものに対しても、その旨を電子メール及び文書で通知する。

(2)第二次審査(審査委員審査)

第二次審査は、提出された提案書に対し、提案者によるプレゼンテーション及び審査委員によるヒアリング(以下、「プレゼン等」という。)によって主観的に審査する。

①プレゼン等

ア 実施日(予定)

- ・令和8年6月24日(水) 予定
- ・会場、詳細な時間等は提案者に別途通知する。

イ 出席者

- ・管理技術者及び総合担当主任技術者を含み、3名以内とする。

ウ 実施方法

- ・プレゼン等は公開で行う。ただし、本プロポーザルに係る技術提案者は他の提案者のプレゼン等の傍聴はできない。
- ・初めに、提案者より20分程度の説明を行い、その後、審査委員による10分程度の質疑応答を実施する。また、各審査の間に準備、撤収等の時間を適宜確保する。
- ・プレゼン等は、提出された「業務の実施方針等(様式3-1)」「プロポーザル提案書(様式3-2)」に記載された文書、スケッチにより行う。また、当日、提案書の差替えや訂正及び追加資料等の持ち込みは禁止する。

エ プレゼン等の順序

- ・プレゼン等を行う順序は、提案書の受付順とする。

オ その他

- ・出席者の会場への入場は、事務局の係員が指示するものとし、それ以外は入場できないものとする。
- ・プレゼン用の電子黒板は事務局が用意する。説明用のパソコンは持参すること。(準備、片付けの時間をそれぞれ5分程度設ける。)
- ・技術提案等の評価を厳正かつ公平に実施するため、プレゼン等の資料やスライド中には、企業名や身分がわかるような表現をしないこと。ヒアリングにおいても企業名等がわかるような表現をしないこと。
- ・会場内における携帯電話等通信機器の使用は禁止する。
- ・プレゼン等を録画又は録音することを禁止する。

②審査及び結果通知

- ア プレゼン等がすべて終了した後、審査委員による審査を非公開にて行う。

イ 審査結果については文書で通知する。なお、この審査結果の経緯に関する質問は一切応じないものとする。

8 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当した時は、本プロポーザルへの参加資格を失うことがある。

- (1)参加表明書及び提案書(以下、「提出書類」という。)の提出日、提出場所、提出方法及び記載等が本要領に適合しなかったとき。
- (2)提出書類の記載が、留意事項(各様式に記載)に適合しなかったとき。
- (3)提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (4)提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (5)本業務に参加する者及び関係者が、審査委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を妨げる行為をしたとき。
- (6)その他不正な行為があったと町長が認めたとき。

9 契約候補者の決定

審査委員会が「提案書評価基準」に基づく各審査委員の評価により、総合的な評価の合議により最優秀者及び優秀者1名をそれぞれ選定する。町長は、審査委員会の選定に基づき、最優秀者を契約候補者として決定する。なお、最優秀者が下記に該当することとなった場合は、優秀者を契約候補者として決定する。

- ①国又は地方公共団体から指名停止を受けた場合
- ②予定していた配置技術者(管理技術者、建築総合主任技術者)が配置できなくなった場合
- ③最優秀者が事情により辞退を申し出た場合

10 業務の契約

- (1)町は、最優秀者を契約の相手方とし、契約の交渉を行う。なお、最優秀者との契約が成立しない場合は、優秀者と交渉を行うものとする。
- (2)最優秀者との契約方法は、見積執行による随意契約とする。その場合の委託料は、町が算出した金額(官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領(令和6年改定、国土交通省大臣官房官庁営繕部)に準じて作成した算定基準により算定した金額の範囲内)を上限とする。
- (3)今後予定している実施設計業務及び工事監理業務について、特別の事情がない限り、本業務受託者との見積執行による随意契約を予定している。

- (4)本業務受託者及び本業務受託者と資本面又は人事面で関係ある者は、本事業に係る建設工事に参加することはできない。
- (5)本業務の実施にあたり、本業務受託者及び再委託先と関連企業等の関係にある者が、建設資機材や什器、付帯設備等(以下、「資材」という。)の製造・販売等を行っている場合は、これらの資材等の利用が特定されるような提案や発注支援は行わないこと。
- (6)町は、委託対象となる基本設計及び実施設計業務において、「提案書」に記載された内容及びプレゼン等の内容に拘束を受けないものとする。

11 結果の公表

結果については、町掲示板及びホームページ等で公表する。

12 その他

- (1)提出書類及び質問書は返却しない。
- (2)プロポーザルに係る書類の作成及び提出に係る費用並びに第二次審査(プレゼン等)の参加費用は、全て参加者の負担とする。
- (3)提案書に記載した技術管理者及び各担当主任技術者は、病気、死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き、変更できない。
- (4)提出書類の知的所有権は、提出したものに所属するが、町は選定作業等において必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、町情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (5)町は、提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (6)提出書類に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止の措置を行うことがある。
- (7)提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (8)参加表明書を提出した者は、契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。ただし、提案書の提出後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに町長へ文書で届け出ること。
- (9)契約候補者決定後、提案書の提出をした会社名等は公表することがある。
- (10)委託契約における業務内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、変更ができるものとする。
- (11)契約者以外の提案内容については、参加者の承諾なしに利用することはない。
- (12)やむを得ない事情により日程等の変更が生じる場合には、別途通知する。

(13)本件に関する説明会等を行わない。

(14)本要領に規定されていない事態が発生した場合は、審査委員会と事務局が協議し決定する。また、その内容は必要に応じ提案者に通知する。